

# 文部省史料館報

第 10 号  
昭和 45 年 3 月

## 目 次

資料保存・利用問題の展開と 文部省史料館……………木 村 礎… 2
整理と保存 大名家文書の所在調査 ——報告 その一——……………第一史料室… 3 民俗資料の保存管理：製作について…中村俊亀智… 5
情 報 財団法人三井文庫…………… 9 埼玉県立図書館文書館…………… 9 歴史資料保存法の制定についての学会会議の勧告…10
史料館の所在地沿革（二）…………… 8 京都式拾軒組と江州布飛脚……………藤村潤一郎…12 生活用具の形態学（五）：バラ……………中村俊亀智… 6
四四年度新収史料紹介……………14 彙 報……………16

## 資料保存・利用問題の展開と

### 文部省史料館

木 村 礎

昭和三十一年以来日本史学界を揺がしてきた資料保存・利用問題は、昨年十月の学術会議における「歴史



資料保存法の制定について」の勧告を以て、一応の結論に至り、いよいよ

よ実現段階に

入った。学術会議勧告の全文は、『地方史研究』一〇二号に掲載されているから周知の方も多いと思う。要するに、資料保存に当っては現地主義を尊重し、都道府県には必ず、市区町村にも出来るだけ図書館を設けるという趣旨の内容である。資料保存・利用のための網を全国的に張りめぐらすという壮大な構想なのである。この勧告の実現のための最初のステップが、去る十二月下旬の学術会議と科学技術会議（政府諮問機関）並びに科学技術庁の関係部局との間に持たれた合同会議である。このような学術会議や政府の動きとは別に、

こ、数年来全国各地に図書館的なものが次々に創設されつつあることも顕著な事実である。学術会議勧告、それにもとづく政府立法がないと假定した場合でも、五年以内には恐らく、十五程度即ち全国の三分の一の都道府県において図書館的なものが出来ていることにならう。このよう

に、全国各地における資料保存・利用施設の実現は、きわめて具体的なものであり、この傾向も無視することはできない。文部省史料館が、戦後のいち早い時期に資料問題に先鞭をつけ、今日に至るも歴史の学界に多大の貢献を果していることを疑う人はいないだろう。史料館が全国におけるこの種のものの殆んど唯一の明確な存在として孤壘を守り、その存在そのものが、それまでの掠奪的研究に批判を投げかけてきたことの功績はきわめて大きいと言わねばならない。しかし、一史料館のみを以てしては、全国的な資料・保存問題を解決

し得なかつたこと、並びに今後においても解決し得ないであろうこともまた明らかな事実である。学術会議勧告は法の実施のための国の委員会の設置について述べているが、文部省史料館がその委員会のための何等かの制度的役割りを担うことも多分起らないであろう。

私はこれまで、文部省史料館の存在に多くの恩恵を受けてきたし、現在ではその評議員である。一方では「歴史資料保存法の制定」について勧告に力を尽してきた人間である。少なくとも今後しばらくはその実現に努力することにならう。法が実現すれば、わが愛する文部省史料館の役割りは相対的には明らかに低下することになる。これは私にとつての一つの矛盾であり、矛盾の思ひは、いつも去らなかつたし、益々大きくなるのみである。文部省史料館がつぶれるというようなことはまずあるまいが、存在が形骸化する可能性は多分にあるのだ。私は、文部省史料館が、これまでの奮闘と光栄を無にせず、今後一層、資料・保存利用問題のピークに立つてもらいたいと切願している。そのためには、史料館

が資料の保存・分類・編纂等々、総じて資料そのものの性質についての

研究をぐんぐん進めることが最もよいと思う。広い意味での近世・近代文書学のメッカになってもらいたいと思う。そしてその結果を公表し、全国の文書館の規範としての位置を實質的に固めてもらいたいのである。平たく言えば、全国の文書館で何か解らないことがあれば文部省史料館に聞くという体制あるいは慣行の樹立である。文部省史料館における研究は、何よりも近世・近代文書学でありたい、という一見自明なことを述べたのは、文部省史料館が、今後においてもその栄光を實質的に一層発展させるには、それが最もよいと考えるからである。

私は、資料保存・利用問題の具体的展開は、地方史研究そのものの在り方をも変えて行くだろうと考えている。これまでは何といても大学にいる人々を中心とする研究であったが、これからは必ずしもそうでなくなってくるだろう。山口県文書館における『防長風土注進案』萩藩閩閩録』の刊行などはその明らかな萌芽である。研究の主体すらやがては変わるだろう。時代はじりじりとはあるが確実に動いているのである。

（筆者は明治大学教授、当館評議員）

## 大名家文書の所在調査

## — 報告その1 —

## 第一 史料室

## (1)はじめに

文部省史料館による近世史料の所在調査は、昭和二八年から四一年までの間に、地方調査員に委嘱して行なつたものがある(この「近世史料所在調査目録」は、整備されて当館において公開利用に供されるほか、その概要が「近世史料所在調査概要」として、四五年度中に公刊される)が、その後、計画的には実施されていない。一般的に言つて、今日、全国を対象とした組織的な所在調査は、さまざまな事情で、その実施がたいへんむずかしい。しかし、もちろん、そのことの故に、文部省史料館が日常の業務活動のなかで所在調査に無関心でいることは許されない。第一史料室では、将来、関係機関の相互協力による全国的・組織的所在調査が新たに実施されることに期待して、随時、国内にある旧大名家文書(以下、文書という)の所在調査(以下、調査という)を行ない、その結果を公表して行くことにする。

## (2)調査の目的(範囲)

この調査は、国内にある旧大名家

文書の所在状況を明らかにしその結果を公表するとともに、文書の保存と利用に関して適宜適切な措置を講ずることによって、史学の研究等に資することを目的に行なうものである。

## (3)これまでの大名家文書の調査とその問題点

## (4)調査の方法

(イ)調査は、旧領地の地域ごとにする。すべての大名について行なう。(ロ)各大名ごとに、その家の基本的事項・これまでの調査状況を記入した調査カード(個票)を作成する。(ハ)史料保存機関等の所管にかかる文書、および地方史編さん機関等において調査を行なつた文書については、その既刊・未刊または部内資料たるを問わず文書目録(以下、目録という)の作成状況を確認し、また可能なかぎりそれらの目録の提供等について協力を求めて行く。(ニ)各大名家に対して公文書等で所蔵現況・関連事項等について照会し、その回答により訪問して現地で整理を行ない仮目録を作

成する。個々の史料(群)には、一連番号と「史料館」印を押しした短冊を挿入し、仮目録の写し一部を所蔵者の許に残して、保管・検索等に便ならしめる。(ホ)イ・(ニ)により収集または作成した目録は史料館に備えて一一般の利用に供するとともに、逐次調査の概況報告を公表して行く。

## (5)今次調査経過の概要

今次調査は、四四年九月から四五年二月まで、関東地方のうち旧上総・安房・下総・常陸・武蔵の五カ国を対象に行なつた。藩の選定は、原則として廢藩置県前段階を基準に行なつた。対象とした藩の数は、上総一二・安房四・下総八・常陸一四・武蔵四、合計四二である。この地域は、とくに転封の激しい譜代小藩が多いことに注意して、所蔵史料や関連史料のできるだけ網羅的な把握に心がけた。

調査にさいしては、まず旧大名家の後裔(現当主の方々)の確認を行なうに当たり、社団法人霞会館(東京都千代田区霞が関三二一五 霞が関ビル34階)のご協力を得た。面倒な仕事に終始好意的にご協力をいただいた同会に、厚くお礼申し上げたい。

次に、何よりも、この調査の成否は、当面の旧大名家の方々、すなわ

ち史料所蔵者各位のご理解とご協力が得られるか否かにかかつていたこととはもちろんであるが、この点に関するわれわれの危惧は、結果的に、ほとんど杞憂に等しかった。各家とも、公文書や電話等による照会や依頼を差し上げたところ、いずれも、この調査の趣旨に対して深い関心とご理解を表明され、それぞれ、多忙なかさをさかれて積極的にご協力を賜わつた。ご所蔵史料についてはもとより、旧領地・旧家臣等の動静や史料の状況などにわたつて、ときには神自にお調べ下さつてまで、懇切なご教示を得ることができた。これら多くのの方々に対して、ここに改めて深い謝意を表したい。とくに、文書目録作成の調査のために参上してご迷惑をおかけした方々(後掲)には、深くお詫びとお礼を申し上げる次第である。

もちろん、今次調査においては、当館の調査体制の不備のために、調査は全体としても不完全なものであり、個々の調査資料にも精粗の差はなほだしいものがある。これは、調査の主対象を旧大名家現蔵史料に置いたために、現時点での所蔵者各家の個別のご事情があつて、所蔵機関等に対する場合と違つて同時的・画

一的調査結果の集積を急がなかつたことにもよる。調査はつねに進行中であることをご了解いただき、所蔵者各位に対しては、今後とも引き続き格段のご理解とご協力を賜わるよう、ここに改めてお願いを申し上げます。

さらに、今次調査の成果に多少とも価値があるとすれば、その多くは、該当諸県の関係機関のご教導とご協力が得られたことに依拠している。とくに、千葉・茨城・神奈川の各県史編さん室は部内資料である調査目録を進んで提供して下さった上、現地の関連史料の所在状況について詳細なご教示を与えられた。埼玉県文書館も、現地調査にさいして積極的なご協力を下さった。そのほか、調査目録を提供された川越市市編集室はじめ、一々お名前を挙げないがじつに多くの方が、公私にわたりこの調査のために協力して下さいました。あわせてここに深甚の謝意を表する。

こうした各方面からのご協力を得て行なった、前記五カ国の文書の調査概況は、ほぼ次のとおりである。

(A) 文部省史料館が直接調査を行ない、その目録が当館に備え付けられているもの 四

(B) 主なる史料が所蔵機関等に保管され、ほぼ目録が完備して公開利用に供されているもの 四(三)

(C) 地方史編さん室等で調査目録が作成されているもの\*七(七)

(D) 調査を継続中のもの 一九

(E) 未調査のもの 八

である。右のうち、(B)・(C)の内は、当館においてその目録(あるいはそのコピー)が備え付けられているものを示す。また(D)は、当館において所蔵状況をかかなりの程度確認していながら実地調査をしていないものから、地方史編さん室等で調査継続中のものまでの広範囲にわたるものを含んでいるので、詳細は当室まで問い合わせられたい。(E)は、現段階でまったく未接触のものである。

(6) 調査目録の概要

(A) ( )内は現蔵者敬称略

1. 上総国飯野 保科家文書(東京都新宿区市が谷仲之町七 保科正興) 〓

高遠時代の保科御事歴・軍記・日記等、系図・系譜類、家康感状等、

絵図類、飯野時代の陣屋記・郷村高帳・年中行事記等。総点数約一五〇。

2. 上総国大多喜 大河内家文書(東京都大田区田園調布七の五一) 大河

(内正廳) 〓系図・過去帳等、天明領知目録・武器背負帳等、幕末政情に関する正質往復文書類、大多喜城絵図、その他。約五〇。

3. 上総国芝山 太田家文書(東京都文京区千駄木一の一〇二 太田松子) 〓代々家譜・関連古記録類約二〇〇、文化文久期資始日記・手留等約二〇、明治年間家扶日記二五。その他同家作成目録に道灌以来文書・記録多数あり。調査中。

4. 上総国久留里 黒田家文書(神奈川県川崎市今井西町一七四 黒田経志) 〓系図・系譜類、黒印状・官位関係史料、和歌・神道関係(鳴鶴鈔)史料、絵図類、森勝蔵編「雨城廻一滴」(全三二冊)、その他。約三六〇。

(B) 内容省略。所蔵機関名を記す。

1. 上総国一宮 加納家文書 〓東京都学史料編纂所(未刊)

2. 常陸国土浦 土屋家文書 〓文部省史料館(既刊)

3. 下総国生実 森川家文書 〓千葉県立中央図書館(未刊)

4. 下総国佐倉 堀田家文書 〓佐倉市仲町日産厚生園療養所(未刊)

(C) ( )内は調査機関名。所蔵者名省略

1. 上総国佐貫 阿部家文書(千葉県史編さん室) 〓宝永・明治。御役儀

関係を主とし、幕末・維新时期・家

臣関係史料等。総点数約二七〇。未整理多し。

2. 下総国結城 水野家文書(茨城県史編さん室) 〓系譜・官位関係、藩主日記等、領知目録・郷村高帳・御成箇郷帳等。約八五。

3. 下総国古河 土井家文書(同前) 〓享保・明治。利勝等年譜、系図、系譜、武器帳等。約一五。

4. 常陸国志筑 本堂家文書(同前) 〓天正・明治。朱印状・系譜等、安永・慶応藩主・藩庁日記類、絵図類、明治期日記。約六〇。

5. 常陸国笠間 牧野家文書(同前) 〓明暦・明治。藩政史料を主とし、牧野家・幕政関係史料等約六七〇。各領地絵図等約一二〇。

6. 武蔵国川越 松平家文書(川越市誌編纂室) 〓天和・明治。家譜、分限帳、戊辰戦争関係史料、川越絵図等。約六〇。

7. 武蔵国六浦 米倉家文書(神奈川県史編纂室) 〓天正・明治。系図・領知関係史料を主に約三〇。

(以上)

\*いちはおう整備されて利用可能なもののみ限定した。

# 民俗資料の保存管理(九)

製作について

中村 俊 亀 智

有形の民俗資料の整理や分析にとって、所謂製作の問題は常にその前提となるものである。その標本がどのようにして作り出されるのか、その実際について、つとめて、見聞きしておく必要があるように思われる。ではそのような標本の整理や分析を前提とした製作技術の調査については、どのような目安をたてたらよいであろうか。

一、対象 在来の一般の生活用具には、およそ五つの基礎的な技術があるといわれている。藁細工、籠細工を含む竹細工、挽物・剝物・板物曲物など木工、染織、そして鍛冶がそれである。生活用具の製作技術はもちろんこの五つに限られるものではないが、しかしこの辺りから漸次調査をひろげてゆくのがよいのではなからうか。

二、方法 仕事にはいる前、仕事場の様子や用具、あるいは工程について説明してもらい、それをもとにして製作の実際を見聞かす。

(1) 仕事場や用具をみせてもらい、

仕事場の様子や用具の形を実測し、またスケッチしておく。工具にはそれぞれ呼び名があるので、それも図に記入する。刃や柄の形、材料などいろいろと工夫されている。仕事場を含む建物全体の間取りなども調べておく。

(2) 作業がどのような順序です、められるかを、前もって聞いておく。その結果は表にでもまとめておく。

表には工程の順序を番号で示し、各工程ごとにその作業の内容や、その作業にたずさわる人、また、どのような用具が用いられるかを書きいれる。作業上の慣用語や工程・作業の呼び名などは片仮名で記入し、こちらの整理と区別しておく。この工程表には空欄を余分にとっておく。最近では作業分析についての技術がすすんでいるのでその方法を応用することもできるように思われる。

(3) 作業の実際に接し、工程表の空欄に各工程ごとに、実際作業に要した時間、仕事の姿勢、仕事場の雰囲気、場所の移動など気付いた点を書

きこんでゆく。仕事の勘所といった点、一番苦心することなども伺っておく。仕事が複雑化して複雑になったような場合には、図のようにアロー・ダイアグラムなどを使って、絶えず進み具合を追っていく。

(4) 製作の実際に附随して、例えば、一人前になるまでにどのような順序で仕事を習ってゆくか。また、工程を担当してゆくか。

口、その習得の過程と職場での身分や組織とかがどのように結びついているか。

ハ、材料や製品がこれまでどのように変ってきたか。それに応じて業態がどのように変ったか。

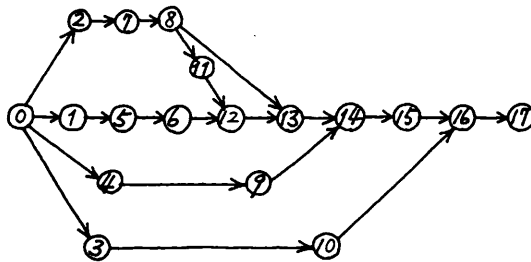
ニ、農業と兼業の場合にはその兼ね合い、両立のさせ方。

ホ、材料はどのようにして採集し、そして、どのように調えるか。

などの点を伺っておく。職人をめぐる習俗などについてはこれまで比較的調査がなされているので、その様子をあわせて参照することもできる。

三、資料の整理 こうして得られた資料は私たちの整理や分析に役立つよう、改めて、系統的に組替えておく必要がある。仕事の上での呼び名やいいまわしには一応訳語や説明を与え語彙集を作っておく。また

できれば、各工程ごとに作りかけを譲りうけてきて、机の上で作業の進め方を再現してみる。材料になる植物は、できれば後で学名がわかるような形で採集して行くのが望ましい。



藤箕の製作過程(御殿場) ①タケキリ  
②マフジの皮の採集 ③縁にするウシコロシの枝の採集 ④桜の皮の採集 ⑤タケワリ ⑥タケヘギ ⑦藤の皮をたたいてのぼす ⑧藤の皮を小刀で裂く ⑨桜の皮を裂く ⑩ウシコロシの枝を曲げる ⑪⑫⑬箕に編む(略) ⑭⑮⑯仕上げ ⑰完成

バラ

中村 俊 亀 智

一、南九州特有の生活用具の一つに、縁の低い、平らな笥がある。大きさは両手で持てる程度で、一般にこれをバラといい、物を干すのに使うという。そこで私たちはこのバラに似た形態のかごのことをバラ型のかごと呼ぶことにしている。

二、バラの編み方はほとんど一定している。平らなまんなかの所は網代編、また時として箆目編、縁は原則的に野田口仕上げといって、幅の広い縁竹の間へ胴の編みをはさみ、その上から籐や竹や針金を巻いて仕上げるという編み方である。なお細かくみてゆくと、細い竹しか使わないう所では網代編は「三つ跳ね三つ潜り」編竹をお互に三筋潜らせ、または上にかけてゆく編み方)だし、幅の広い竹を使う所では「二つ跳ね二つ潜り」の編み方がなされているようにも受けとれる。編竹の幅はバラ自体の寸法とも関係があるらしく、大きいバラほど細い竹を使い、丈夫で弾力的に作る傾向があるように思われる。目のつんだ、しかも軽く広

い面をこしらえようとするには、この網代の編み方はきわめて効率的である。そして、そのような広い面を支える縁の作りには野田口仕上げがこれまたきわめて適しているのである。

三、二、三の所では野田口仕上げをもとにして縁の作りさらに工夫が加えられた形跡がみいだされる。例えば図一のバラ。このバラには縁竹の外側にもう一廻り細い竹五本を組んでこしらえた籐がはめてある。これは単に飾りだけでなく、籐をかけることによつて縁竹をかくし、胴の編竹をこのかくれた縁竹に絡ませて——一般の野田口ではそのようなことはしないものであるが——縁を強化するというねらいがあつたのであろう。また鹿児島地方では野田口仕上げの縁の上にさらにもう一重ね、小指くらいの太さの縁がのせてある。この縁は細い丈夫な竹を芯にいれ、そのまわりを幅のせまい竹で巻いてある。この巻いてある竹は下の野田口を綴じている竹に絡ませ、上下二

表 バラ型のかご

内訳 呼び名	採 集 地	直 径 cm	深 さ cm	重 き kg	編竹の巾 mm	縁竹の巾 mm	縁の編み	平の編み
ハラ	鹿児島、	65.0	9.0	1.1	8	25	の ツ	A 3
サンバラ	〃、喜界島	57.0	9.0	0.9	12	25	の シ	A 2
サンバラ	〃、喜界島	58.0	8.0	0.8	10	25	の ハ	A 2
サンバラ	〃、奄美大島	57.0	7.0	0.6	6	25	の ハ	A 3
シュー	?	53.5	10.5	0.6	7	20	の シ	B
?	?	43.5	9.0	0.5	8	20	の ハ	A 2
コエゾケ	鹿児島市武町	48.0	5.5	0.5	8	20	ま	B
タケバラ	〃 竹島	43.0	7.0	0.4	9	20	の ハ	A 2
ウニオロシ	長崎県平戸	43.5	5.0	0.3	4	20	の ハ	C
ユイ	鹿児島県喜界島	45.0	7.0	0.3	3	18	の シ	C
ミーリヤー	〃 〃	51.0	9.0	0.4	5	20	の シ	C
ユリ	〃 奄美大島	39.0	5.5	0.2	4	20	の ハ	C
クシシアン	台湾(ブヌン族)	52.5	13.5	0.5	8	15	の ト	A 2
タピラ	〃(アミ族)	41.0	7.0	0.4	7	26	の ト	A 2
(篩)	〃(アミ族)	46.0	4.0	0.4	4	25	の ト	B
シンシル	〃( ? )	35.5	3.5	0.2	3	20	の タ	A 2
トコル	〃( ? )	45.5	10.0	0.4	4	20	の ト	A 2
ギウ	インドネシア、バリ島	50.0	5.0	0.4	14	40*	の 一	A 2
?	伝ビルマ	69.5	4.0	0.7	10	18	の ト	A 2

のは野田口仕上げ、まは巻口仕上げ、ツは藁どめ、シは棕櫚縄、ハは針金どめ、トは籐どめ、タは竹どめ  
A 2は網代編の「ニツハネ、ニツクグリ」、A 3は同「ミツハネ、ミツリグリ」

Bは箆目編、Cは四つ目編

\*は竹の曲物でこしらえた縁

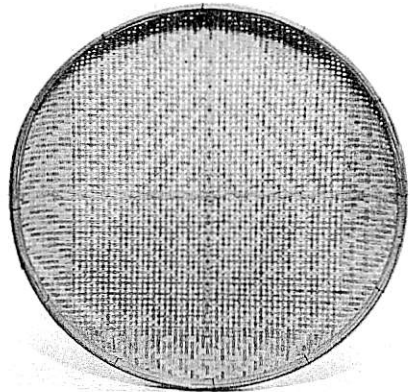
本の縁をひとまとめにする。これもまた縁の強化策だつたのであろう。この二重の縁の手法はバラだけでなく、この地域では、ほかのかごにも用いられている。バラの二重ねの縁

作りはその手法を応用したのである。四、形態上、バラと極めて近い関係にあると思われるのは同じ地帯の通しである。所によつてこれをユリという。形はやや小さく、まんなか

の編み方は性質上網代でなく目の透いた四つ目編で、そのまわりは二つ目すくいという編み方である。縁はやはり野田口仕上げである。穀物のミとゴミとを撰り別けるのに用いるという。そういえばバラにも本来このような撰別の機能(たゞし風で)があり、ユリはバラのこの機能を専門分化させたのだということが考えられる。バラ型の通しには蘇鉄の澱粉をとるときにつかうかごや、長崎県平戸のウニオロシのように海水で雲丹の身を撰り別けるかごがある。

五、バラ型のかごは南九州だけでなく、南西諸島に隣り合う台湾や華南の地方から東南アジア各地にひろがっている。編み方もほとんどいいあわせたように網代編で野田口仕上げである。大きさもほぼ一定しているといつてよい。そのなかには台湾の山間部のように、粟の収穫のときに用いるという例もある。いつたいこのような広がりを支えていた文化はどのような文化なのだろうか。また、バラ地帯以外でバラに対応するものといえばそれは箕である。いつたいバラと箕とはどのような関係にあるのだろうか。バラにはこのような興味深い問題がなお残されている。

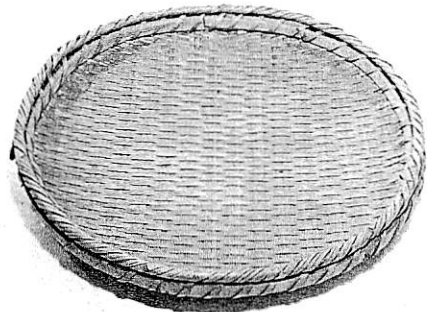
図一 バラ



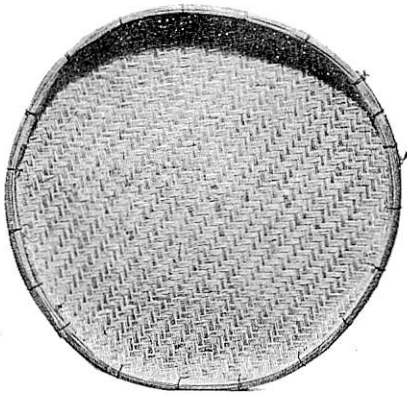
図三 バラ



図五 二重の縁のバラ



図二 ウニオロシ



図四 タガのあるバラ



当館所蔵史料の閲覧は、平日午前十時から午後四時三十分(土曜日は正午)まで行い、日曜日と祝日および年末年始は定期休館日となっております。

来る四五年度は、書庫内燻蒸・講習会・展示会の実施にともない次の期間の閲覧業務が臨時に停止される予定ですのでお知らせいたします。

五月二八日(木)～六月二日(火)  
 九月二五日(金)～十月六日(火)  
 十一月六日(金)～同一〇日(火)

閲覧業務停止予告

細川越中守拝領下屋敷  
品川領戸越村

三千四百七拾坪余

松平周防守江

江戸時代の戸越村には、いくつかの大名の下屋敷があり、現在当館の敷地になっている辺りは、どの大名の下屋敷であったかを確認しようと調べていると、大変都合のよい一枚の絵画を見つけたことができた。下図は、その戸越村周辺の部分を抄写したものである。この図は「品川目黒辺絵図」といい、新堀川以西の芝白金から大井へかけての武家屋敷の所在を記した絵図で、いまはや、上辺寄りのところで二分されているがもとは二二〇×一八〇センチの一舗に仕立てられていたらしい(国会図書館蔵・旧幕府引継書類、原図の右下方に「御普請方沿革調」の朱印があり、拝領屋敷の事務を管掌した幕府の普請方関係の史料であることが窺える。

まず、いまも当館の北東に現在する戸越八幡神社と行慶寺とを基準としてこの図をみると、松平周防守の屋敷の辺りが当館の所在地となる。これを「相對替御書附書抜」によってみると、文化三年五月十三日の条

とあつて、それまでは肥後熊本藩主細川越中守の下屋敷であつたことが明白となり、従来の説が肯定される結果になった。細川氏がこの地に下屋敷を拝領したのは寛文二年三月とも同三年五月とも伝えられて確証はないが(『東京市史稿』、明暦大火後の比較的早い時期に拝領してから約一五〇年間も続いていた。この間元禄十三年には拝領地七二〇坪の内三七二九坪余を上地している。下図の西郷・島山両氏の拝領地に当る部分である。しかし、細川氏は拝領地の両脇にほぼ同量の抱屋敷を持ち(下図では拝領地を中央の四角で表現している)、何よりも長期間の在住であつたから、その存在が有名になつたのは当然といえる。近江屋敷の江戸切絵図でも、戸越村に数多くあつた下屋敷のうち特に「西ノ方戸越村ノ内松平隠岐守下屋敷」と、代は替つてもその所在を示しているのは、それ故であろうか。また、行慶寺の過去帳に細川家家臣の吉田藤七・水足佐助ら数人の家族の名を見出せるのも、長期の拝領が周辺との所縁を深くしたことを物語っている。

細川氏の後にはいつた松平周防守は松井松平と称される松平氏で、文化三年当時は石見国浜田の藩主であつたが、天保七年に奥州棚倉へ移封されている。それから六年後の天保十三年七月二十九日に下屋敷は相對替になつて、以後は松平隠岐守(久松松平、伊予国松山藩主)の下屋敷となつた。



ある津軽家もこの頃に下屋敷を与えられていたが(本誌前号「戸越の今昔」参照)、それは現在の戸越銀座通りの谷を挟んで当館とは反対側の、以前には田向いと呼ばれた台地の上、百反通りに近い辺りであったことが、下の図にもはっきり出ている。(H)



報 財団  
法人 三井文庫

現在の三井文庫は、明治三五年に日本橋駿河町の三井本館におかれた三井家編纂室、および大正七年に荏原郡平塚村戸越に移転して三井文庫と改称したものに由来する。この三井家編纂室と三井文庫は、いずれも三井家の家史編纂事業と密接に結びついていた。三井家編纂室は「稿本三井家史料」全八〇巻八三冊を編纂刊行し、ついで三井家事業史の編纂に着手した。この編纂は三上参次氏を顧問に、岡百世主任の下に柴謙太郎、遠藤佐々喜、沢田章氏等が参加した。この編纂事業はついに完成することがなかったが、この間に蓄積された研究成果の一端は各氏の学殖あふれるばかりの著書や論文のなかにかがうことができた。とはいえこれらの著書・論文には原則として三井家伝来の豊富な古文書類を使うことができなかった。もちろん史料そのものも「両替年代記」、「会社全書」のほか、「大阪市史」、「堺市史」等に出されている程度であつて、部外の研究者の目にふれることは殆んどなかったといつてよかつた。

戦後の財閥解体のため、三井文庫はその独自の活動を停止し、ついに文部省史料館に土地・建物を譲渡し、古文書も寄託することになった。その後、昭和四十年に財団法人三井文庫として中野区上高田の地に書庫を新築、移転することになった。現在の三井文庫は、江戸期の古文書類はいうまでもなく、明治期の三井物産、三井銀行等の会社資料も公開閲覧に供しており、そのほか旧大蔵省文庫蔵写本、井上侯伝記編纂会史料も部外者の利用が可能となつている。研究論文も日本近世・近代史研究者によつて次々と出されてゐるし、また研究室メンバーの手によつて毎年「三井文庫論叢」が刊行され、その成果が公表されている。

今後の三井文庫は、閲覧サービス部門の拡充（所蔵史料目録の刊行を含め）のほか、三井関係会社の資料収集に力を入れ、大正、昭和期の研究活動に支障を来さないよう、手を打っておかなければならないだろうし、また戦前から蓄積された成果の上になつて体系的な三井事業史をまとめて刊行することが社会的に要請されていると考へてゐる。

所在地、東京都中野区上高田五丁目一六の一、電話三八七一九四三二、西武新宿線新井薬師前駅下車七分。

（同文庫研究員松本四郎記）

### 埼玉県立図書館文書館

埼玉の文書館は、県下の急激な文書散逸に対処し、その保存と利用を目的として設立され、昨年四月一日に開設した。建物は既設県立図書館西側に増設され、建築総面積一三二二㎡、地下一階・地上三階、五層の書庫には空調を備え、空調機械室・荷解室・消毒室・整本修理室・研究室・複写室・ロビー・閲覧室・休憩室・事務室等と、マイク口複写機械複写装置等を擁している。

組織は県立図書館に文書課を置き、課は古文書・行政文書の二係より成る。現在の課員は課長以下七名、別に県下各郡一名宛とセンター三名の計十二名の文書調査員を委嘱し、県内外各地域の文書所在調査、保存指導と、調査研究の協力を得ている。

現在収蔵している文書は、古文書六万点、行政文書一万三千冊、マイク口フィルム六万冊である。

本年の主な事業は、県下市町村文化財関係者・地方史研究者・教職員約八十名を対象とした近世史料講習会、埼玉の歴史講座・埼玉の文書講習会、文書展示会等、主な刊行物は、埼玉県文書所在一覧、史料集熊谷家文書・埼玉県行政文書総目録第一集

## 歴史資料保存法の制定

### についての学術会議の勧告

昭和四四年十月二三日の第五回日本学術会議の総会の議決に基づき昭和四四年十一月一日附けで政府に対し、歴史資料保存法の制定についての次のような勧告がなされた。

同勧告の作成の経過については本号で木村教授も触れておられるように『地方史研究』一〇二号（一九卷六号、一二月刊）に報告されている。

歴史資料保存法の制定について標記のことについて、本会議第五回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

### 記

民族の文化的遺産を正しく継承することは、それぞれの民族に課せられた欠くことのできない義務である。われわれは、現在、わが国において、日本民族の最も貴重な文化遺産の一つである、歴史資料が急激かつ大量に失われつつあることを深く憂慮する。

よってここに政府が可及的すみやかに、歴史資料の急激な散逸の防止

その保存さらにその活用のため必要な措置をとることを要望する。そのため、歴史資料保存法の制定を含む有効な措置をとり、目的達成のために遺憾なきを期せられたい。

「歴史資料保存法の制定について（勧告）」の説明

ここにいう歴史資料とはわが国に存在する文書（古文書を含む）記録類のことであるが（詳細は後述）これらの資料は太平洋戦争による災害敗戦以後の大きな社会変革等により大量に消滅した。現在でも時々刻々散逸しつつある。

歴史資料の一方の中心をなす江戸時代までの古文書・記録類について見れば、古代（奈良・平安時代）のものには国家機関・大寺社等により比較的厚く保護されており、それらの解説・公刊もほぼ全国的に行なわれている。中世（鎌倉・室町時代）の古文書・記録類については、時代が下るにつれて保護が十分行届いていないのが現状である。更に近世（江戸時代）の古文書・記録類になると、その大部分については、これま

で何等の保護もなされてこなかったといっても過言ではない。旧大名の古文書・記録類は華族制度の廃止と共に大量に散逸した。町方のものは戦災によってその殆んどが焼失した。全国各地に存在した農村文書は、戦後の土地改革による地主の没落、ここ数年来の急激な社会変化により、今や全面的亡失の直前にある。

歴史資料のもう一方の中心である明治以降の公文書類についても事態はほぼ同様である。明治前半期の戸長役場の資料は、江戸時代の農村文書と同様の運命を辿りつつある。また明治二二年の市制・農村制実施以降の公文書類はそれぞれの役場において保管されていたのであるが、たゞかさなる町村合併の都度、大量に廃棄されてきており、明治後半終戦までの公文書類を一点も有しないような市町村も少なくない。

事態は右の如くまことに深刻である。にも拘らず歴史資料の散逸廃棄を阻止するための体系的措置は全く取られておらず、このまま放置すれば、間もなく取返しのできない危機に陥ることは明白である。

以上の如き憂慮すべき事態を阻止し、貴重な国民的文化遺産を後世に伝えるために、文書館の設置を骨子とする歴史資料保存法の制定が緊急に必要なのである。

歴史資料保存法にとり入れるべき

### 内容案

第一 歴史資料についての規定

ここにいう歴史資料とは、A、近世以前についてはすべての古文書・記録類。B、明治以降については、戸長役場文書・市町村役場文書・都道府県庁文書・国の出先機関の文書C、明治以降の私的文書・記録類のうち重要なものことである。

第二 保存措置の大綱

歴史資料は現地において現物のまま保存することを原則とする。

説明

1. ここにいう現地とは、厳密には資料現蔵機関または現蔵者の所在する市区町村のことであるが、広義にはその市区町村の属する都道府県のことである。

2. 歴史資料は地方的性格がきわめて強く、国が一力所ないし数力所に集中保存することは好ましくない。またそれは量的に不可能である。

3. 資料のうち近世以前のものについては現物保存が絶対に必要である。明治以降のものについては、それが量的に膨大であり、今後も継続して作成されるものについては、マイクロ・フィルム化等の措置をすることができるとする。

第三 文書館設置の大綱

歴史資料保存法は文書館の設置につき次の如き大綱を定める必要がある

る。

1. 文書館は各都道府県単位に必ず設置する。市区町村については、その設置を促進するための措置を講ずる。

2. 文書館は新設されることが望ましいが、既設の機関——各単位自治体（都道府県市区町村）の図書館・博物館・資料館・公民館等——を文書館にあてることができる。

3. 文書館の設置・運営のための財政的措置は、各単位自治体の財源を以てすることを原則とするが、国もまた財政上の助成措置をとるべきである。

第四 文書館の業務に関する規定  
歴史資料保存法は文書館の業務につき次の如き大綱を定める必要がある  
1. 各単位自治体の公文書記録類のうち、一定の年限を経過したものは文書館に移管する。各地域内において上級諸機関の出先機関の所有する公文書記録についても同様の措置をとることができる。  
文書館は移管を受けた公文書記録類の保存・整理・目録・作成・副本作成等を行なう。

#### 説明

上記は公文書記録類を対象とする業務であるから、法的に規制し得るものであり、文書館の基底的業務となる。

2. 管内における民間所有の資料（

近世以前の古文書・記録類並びに明治以降の私的文書のうち重要なもの）の調査・整理・目録作成・副本作成等を行ない、併せて保存措置の助成等を計る。また管内における民間資料を受託・購入することができ、受託・購入した資料についても保存・整理・目録作成・副本作成等を行なう。

#### 説明

民間所有の資料は私有財産であるから、文書館への移管を強制することはできない。ただし、所管地域内の民間資料の調査等については、文書館の業務として規定しなければならぬ。

民間資料の所蔵機関または所蔵者は、古文書館による資料調査等に対し、協力することとする。

文書館による資料調査は一定の学識・経験・資格を持つ者の責任において施行する。

3. 文書館が所蔵する資料並びに調査結果はすべて公開し、利用者の便益を計らねばならぬ。

#### 付記

公開に当っては無料を原則とする  
4. 文書館は他文書館並びに関連諸機関（大学・図書館・博物館等）との連絡・調整業務を行ない、その結果を公開し、利用者の便益を計らねばならぬ。

#### 説明

それぞれの都道府県内の市区町村文書館は相互に目録・情報等を交換する。

都道府県文書館は管内の市区町村文書館等の目録・情報等を取りまとめる。

また都道府県文書館は相互に目録情報等を交換する。

第五 専門職員に関する規定  
文書館には専門の職員を置かねばならない。専門職員の認定・養成については別に定める。

第六 委員会制度に関する規定  
歴史資料保存法の運用を適切ならしめるために、国並びに都道府県は委員会を設ける。市区町村もまた委員会を設けることができる。

それぞれの委員会は民主的に選ばれた学識経験者を中心として構成する。

1. 国の委員会は次の事項を処理する。

(1) 歴史資料保存法による文書館の設立の推進

(2) 国による財政上の助成措置の推進

(3) 専門職員の認定と養成に関する措置

(4) 文書館相互の連絡・調整と全国的情報業務

2. 都道府県の委員会は次の事項を処理する。

(1) 都道府県文書館並びに管内

市区町村文書館の事務実施の大綱についての国の委員会への報告

(2) 他の都道府県文書館との連絡

(3) 管内市区町村文書館相互の連絡・調整

(4) 専門職員の暫定的認定に関する措置

(5) 目録作成等文書館の業務基準の設定

3. 市区町村の委員会は次の事項を処理する。

(1) 当該市区町村の属する都道府県委員会に対する業務大綱の報告

(2) 同一都道府県内の他の市区町村文書館との連絡

(3) 目録作成等文書館の業務基準の設定

参考（略）

第一 歴史資料保存法と文化財保護法との関係

第二 文書館と既設の諸機関との関係

第三 わが国における地方公文書保存の現況について

第四 わが国における文書館設立の動向について

第五 各国における地方文書館について

# 京都式拾軒組と江州布飛脚

藤村 潤一郎

文化元年九月秋里籬島自序、同二年三月刊「木曾名所図会」卷之一の野洲川の項では「此河水をせき入て布をさらしたる者多し、至て白し」として野洲布晒にふれ、高宮の項では「此駅は布鳴類を商ふ家多し、此ほとり農家に高宮鳴細布多織出す、これを高宮布といふ」とある。

史料館所蔵三井高維蒐集史料には文化一三年、文政二年、嘉永七年の各「江州布直買一件」がある。これは越後屋八郎右衛門、大文字屋正太郎、白木屋彦太郎など京都の十仲間呉服仲間式拾軒組の晒直買についての史料である。

それによると、文化一三年に京都の江州布問屋以外の者が近江で直買する事が禁止された。しかし既に宝暦一三年に同趣旨の触が出ており、式拾軒組は当時から直買を認められていた事実が知られている。

この式拾軒組は江戸其他に呉服店を持ち、京都で仕入れた品を各地に下しているが、「布類ハ江州織元より取寄、染方仕候品は染申付、白布之

俵差下候品并鳴類ハ出店より申越候注文ニ応し、出来不出来夫々仕分ケ等仕、差下又ハ好ニ寄当地へ取寄ニ不及直ニ差下候仕来」で、京都では商をしないから、文化一三年にも江州布問屋側は式拾軒組の直買を認めた。素人や布商人と区別するために木札を新調し、これを織元から式拾軒組に差為登す荷物につけて往来する事を、京都町奉行から許可された。

木札は図(1)の通りで、京都廿軒組と焼印し、札の寸法は高さ山四寸八分、両方四寸三分、上三寸三分、下四寸四分、厚さ六分であり、札の右側の割印の全体は図(2)の通りである。即ち文字は十呉で、印の差渡しは一寸二分である。これは京都廿軒組の印鑑を示す。なを札の上部に紐通がある。

この木札の使用について式拾軒組に一札を提出したのは、江州野洲郡野洲・行合晒屋と江州中郡問屋で、前者は野洲村晒屋一七人、行合村晒屋三人で、後者は犬上郡高宮村、愛知郡彦富村、神崎郡稲葉・神崎中・五位田・小幡・市田・川並・野町屋

南町屋村の一四人である。彼等は「御役所様江も御届ケニ相成候御太切之札ニ御座候得ハ、私共仲間ハ不及申、飛脚之者江も精誠可申付候」と請合っている。

さらに野洲行合晒屋仲間から、従来晒荷物は野洲から矢橋まで野洲人足が運んでいたが、木札をつけて往来すると、守山、草津の両宿から彼は申出られるかもしれないので、大津から使用する事を申出て、結局木札は大津船宿柁屋佐助に預けておく事になった。

さて江州布飛脚は次の請書を提出している。

## 一札之事

一各様方御仕入布類荷物持登り候節ハ、御仲間焼印付木札を付往來仕候様被仰付、則当地問屋衆中江右木札御渡被下候、道中之儀ハ私共支配仕候事ニ御座候得ハ、荷物持登り候砌、一固ニ一札宛問屋衆中より木札御預り申候尤御太切之御札ニ御座候得ハ、廉略之取扱ハ決而仕間敷候、万一心得違等仕、御仲間外荷物ニ右札を以往來仕、其御地從 御役所様御察度御座候而も、私共不念之筋ニ御座候得ハ、各様江少も御苦勞相掛申間敷候、為其

連印一札仍如件

江州布飛脚

神崎郡南町屋村

金 六印

同郡川並村

理 助印

文化十四年 同郡神崎中村

丑三月

愛知郡彦富村

安右衛門印

犬上郡高宮村

惣 助印

仲間式拾軒宛

名前前書之通

この江州布飛脚の具体的な性格については明らかでない。

文政二年に飛脚の不注意から布為登方について、布問屋と入組んだ事件が起つたので、これを防止するために同年から木札の紐に封印をつける事にし、その印は中郡木札には廿軒組、野洲木札には十呉組である。

印鑑は中郡分は大津問屋伊勢屋甚兵衛、野洲分は同柁屋佐助が預っているから、中郡木札も前述の野洲行合晒仲間と同様に、大津から使用しているのではあるまいか。

この他に、荷数より余分に札を飛脚に渡さない事、端荷物は取集めて一軒に願う事、急ぎの際は老定でも

別段飛脚を差立てる事なども定めて  
いる。

つぎに天保一三年に諸仲間組合停  
止になったものが嘉永に再興される  
が、京都の江州布問屋も嘉永七年に  
再興された。これに伴ない同問屋以  
外の江州直買が禁止されたので、式  
拾軒組の直買が問題になり、結局文  
化一三年に作られた木札の左側に、  
図(3)の長さ一寸の寅改の印を加えて  
使用する事で、他との入交を防ぐ事  
にした。

嘉永七年六月に式拾軒組に木札使  
用による荷物差為登について一札を  
出しているのは、中郡一六人、野洲  
町晒仲間一六人であるが、中郡の内  
で二人には「飛脚之者共より茂別  
札ヲ以御請合差上置」、野洲一六人  
には「飛脚之者江も急度可申付候」  
の文言がみられる。中郡四人には飛  
脚についての文言はない。

彼等と式拾軒組との関係を推測さ  
せるものに三井高維蒐集史料の明治  
二年「諸国取引先名所控」がある。  
式拾軒組の構成員にも若干の変動が  
あり、一五年の歳月が過ぎているの  
で、人名が合致する者は中郡八人、  
野洲四人である。

前者の式拾軒組取引先との関係は、  
取引先一軒二人、二軒一人、四軒二

人、五軒一人、六軒二人であり、後  
者は一軒三人、二軒一人である。

これ文けから考えるのは無理だが、  
中郡の方が取扱量は多く、野洲の方  
が京都の呉服店の支配は強いのでは  
あるまいか。

さて嘉永七年一〇月に江州野洲郡  
江頭村飛脚治郎七から式拾軒組衆中  
に宛てた請書は、文化一三年の江州  
布飛脚の一札とほぼ同文であるが、  
「一箇二一札ツ、問屋衆中より木札  
ニ添状付御預り申候」と、添状付の  
件が加えられている。これは文政二  
年の際に実施された事が成文化され  
ているのだろう。他の飛脚もこれに  
ならつてゐるが、名前は不明である。  
「彦根市史」中冊(三四―五九頁)  
には高宮布として、高宮布と野洲晒  
布について記載があり、式拾軒組と  
の関係も記している。

安政年間に彦根藩は新仕法を企て、  
直買を認めず京都賣捌所での買入を  
求めた。勿論彦根藩の領域と布生産  
地は合致しないが、式拾軒組はこれ  
に反対し遂に安政六年五月には、三  
井高維蒐集史料の十仲間行事「寛  
拾」によると、彦根産物賣捌所近江  
屋彦三郎は式拾軒組に宛て、「御領  
産布類売捌所ニ而実々御買取ニ相成  
候は勿論、御註文書差下しニ相成候

ハ、国方従来御取引先々差図之者  
江早速相達し可申、其餘不揃之品ハ  
国方へ買取二御下向被成候而、聊差  
支無御座候、右布類為登方之義者皆  
々売捌所へ荷着之上、其俣御売渡し  
可申上候、金銀取引之義者、是迄之  
通勝手ニ御取斗可被成候、尤右荷物  
取扱之義ニ付諸雜費口銭等請取申問  
敷候」と申出ている。

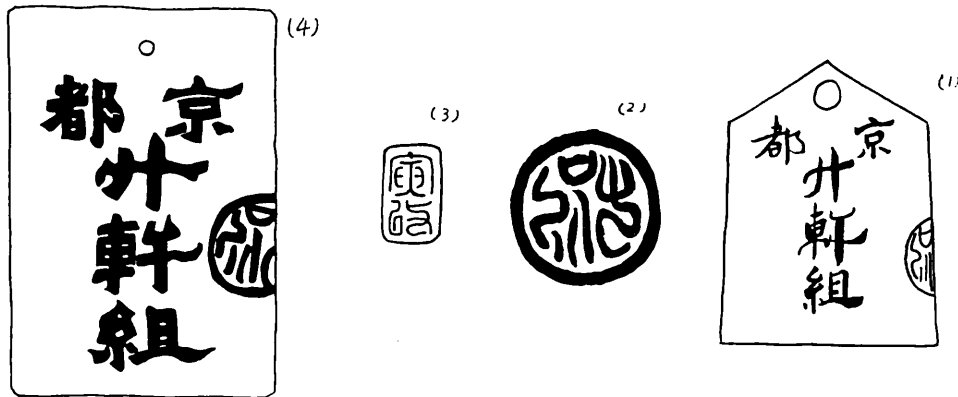
ここに至る迄の、中郡の彦根藩領  
の布飛脚の動向は、興味ある問題だ  
が明らかではない。木札の使用が大  
津からだすると問題にならなかつ  
たかもしれないが後考にまらしたい。

最後に題目からは逸脱するが、三  
井高維蒐集史料には安政二年「奈良  
晒直買一件写」がある。式拾軒組の  
晒関係史料なので紹介すると、京都  
の奈良晒問屋が嘉永六年に再興され  
同問屋以外の直買が禁止された。式  
拾軒組は宝暦年間から同趣旨の触に  
も抱わず直買の事実をあげて、江  
州晒と同様の処置を求めた。

安政三年に図(4)の木札に京都廿軒  
組の焼印、右側に差渡一寸二分の十  
呉の印を割印している。札の寸法は  
矩尺で長さ四寸八分、巾三寸三分、  
厚さ六分の四角形である。

木札の使用につき南山城木津布問  
屋三人、南都晒屋一三人が一札を入

れている。飛脚の請書はないが、飛  
脚衆、手飛脚之衆による運送のよう  
である。



# 四四年度新収史料紹介

⑧はマイクロ・フィルムによる収集を示す

## ◇真田家中 依田家文書

信州真田氏松代藩の藩士依田家の文書。依田家は初期不詳。中興の祖依田又兵衛が慶安二年、高石石の朱印状をうけ、幕末まで知行高は不変(村附三カ村)。その勤役は番入、御金奉行・代官などの他は、目付加役ないし目付役の勤仕が多い。特に化政期―幕末期の甚兵衛、源之丞兩時代の目付関係史料が比較的良好に残っており、依田家文書を特色づけている。

依田家文書を目付役関係史料を中心に要約すると、およそ次のとおり。

- (1) 依田氏家系、真田家譜
- (2) 領知朱印状、知行目録、職務辞令、進上物目録、拝領物目録、賞詞、
- (3) 知行所収納規定、知行所収納帳類、家計出納帳類

- (4) 御条目留書、目付御条目、目付御小条目、評定所規定、目付役向日記、目付役向留書、目付勤仕録、目付役向小絵図面、目付役向書状類、目付加役勤方日記、

御供方心得、道中記、道中勤方、御巡見一件扣願、幸教公御上洛

御供日記、嘉永六年佐久間修理一件(異国船来航一件)書類、

元治元年佐久間修理一件書類

(5) 兵法、砲術、海防、武器、学芸関係書類、

(6) その他(以上総数、約四千点)

## ◇長野県飯島文庫史料

長野県立長野図書館所蔵飯島文庫のうち、真田家初期史料集の類をマクロフィルム撮影したもの。右のうち、大部分を占める「真田家御事蹟稿」六一巻は河原綱徳(君山)が藩命により編纂したもの、「真田家御事蹟続編稿」一〇巻はその後追加編纂されたもので、何れも上田藩・松代藩・上州沼田飛領時代の真田家初期史料を影写した基本的史料集である。その内訳は「御事蹟稿」は先公実録総目録一巻、一徳齋殿御事蹟稿三巻をはじめ、信綱寺殿一巻、長国寺殿一四巻、大鋒院殿二五巻、円陽院殿五巻、天桂院殿六巻、寒松院殿一卷、大蓮院殿二巻、左衛門佐君伝

記稿四巻であり、「続編稿」は大鋒院殿八巻、円陽院殿二巻である。(附図類省略)右の御事蹟稿の他に、これと関聯した「君山合偏」、「御事蹟類典」などを併せて所収してある。

群馬県館林市大手町十二番二十号 小林淳氏。

## ◇大阪城代土屋氏御用留

当館所蔵「常陸國土屋家文書」(史料館所蔵史料目録第十五集に収録)の関連史料の一つとして、大阪府立中央図書館所蔵原本から複写したものである。嘉永三年十月の「御先用日次」に始まり、同十一月の「大坂城代被仰付江戸出立迄之覚書」、四年二月から安政四年十二月までの「御用留」と連続する。側役記録であるが、「土屋家文書」の代々当主(自筆)日記はほぼこの期間に相当する部分を欠いているので、その欠を補なう史料といえる。原寸23cm×16cm、全一三冊。フィルムコマ数約六、〇〇〇。

次「岡谷家文書」とともに、館林藩―領主秋元氏関係史料として収集したもの。秋元氏の家史編さん資料と思われる家譜類、「臣秘録」、「代格式姓名順」、「土族卒禄高調帳」等の家臣団関係史料、山形時代を中心とする法令関係史料などのほか、旧家臣岡谷繁実の自筆伝記資料草稿「浮世の夢」(全四冊)を収めた。全一七冊、約一、八五〇コマ。原本所蔵者―群馬県館林市谷越 館林市立図書館

## ◇岡谷家文書

岡谷繁実の編著にかかるものを中心に収集した。幕末―維新期の繁実の動向を中心とする往復文書を収めた「岡谷文書」(全二四巻。複写本五冊―一三欠)、自筆稿本「繁実日記」(全五冊)を中心に、岡谷氏および藩主秋元家に関する記録類を収めた。繁実自筆の「水沢県巡廻日誌」、東京帝国大学と争った、著名な「著作権違反被告事件」(裁判記録。全四冊)なども収録した。なお、岡谷繁実関係史料の調査は今後もひきつづき行なう予定であり、今回はその一部を

秋元氏福井家文書

当館所蔵の同名文書の関連史料。同文書で不明部分の多かった家系をやや詳細に知りうる「福井家譜」やこれによって同文書所収分の欠が補なえる「秋元喬知直書」のほか、若干のもの。原本六冊二巻一通。フィルムコマ数約二〇〇。原本所蔵者―

十六冊・二七卷・フィルムコマ数約三二〇。原本所蔵者〓千葉県船橋市夏見町二一九五一、夏見台団地二二一〇四、岡谷繁雄氏)

◇近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書

昭和三五・三六年に既収蔵の同家文書の追加分である。蒲生郡の最西端、野洲郡境に位置する鏡村(現在竜王町大字鏡)は、仁正寺藩(文久三年西大路藩と改称、陣屋は現日野町西大路にあり)市橋氏(領知高一万七千石)の所領に属し、村高九五二石余、中仙道守山・武佐両宿間の中間にある街道沿いの村である。

玉尾家に残された村方史料は、同家の村庄屋就任が文化一一年であったため、余り多くは伝わらない。化政期以降の物成勘定帳・宗門改帳はじめ、村入用、助郷関係の史料が散見されるほか、庄屋就任以前、東・西・中・山組の四組から構成された鏡村のうち、同家が所属し組頭を勤めた山組関係の享保以降の名寄帳ほか土地・年貢関係史料、就中未進・潰れ百姓の年貢組賄い・跡請作等、組相続に係わる史料を伝えている。

如上の断片的な村方史料に比し、同家文書の主軸は、米屋の屋号によっても推察されるように、米商兼干鰯商人としての私文書に存する。

領主の地払米を含む同家の米取引は主として大津に向けられ、同地間屋間で取替わした仕切通・差引勘定書の類、諸注文状刺等の取引関係史料のほか、大津米問屋から寄せられた各地の米をはじめとする諸相場書と共に、幕末の政情を伝える三都の聞書類が相当量残されている。干鰯商としては、江州五郡肥物商組合のうち江頭組に属し、同仲間記録若干が見出されるが、取引の実際を示す史料は微量である。以上のほか、当時の農村金融として重要な役割を果たしたと思われる頼母子講に関する史料が多量に残されていることが注目される。(数量三〇二冊、五三〇通、一綴、一五枚。但し追加分のみ)

◇近江国蒲生郡鏡村庄屋日記

前記、玉尾家文書を補充するものとして、現滋賀県蒲生郡竜王町鏡区に保管されている区有史料のうち、江戸期の庄屋日記について現存分全冊(宝暦九年から慶応三年まで六四冊)と若干の村方史料を、同区(区長伴八三氏)のご好意によりマイクロ・フィルムによって複製した。

最小規模の大名領における村庄屋の役割は、単なる村の行政事務に止まらず、同領の村々と横の連絡をとりつつ、領主経済の循環のために重

要な役割を果たしたから、その庄屋日記は、村情と共に領主経済の実態を把握する上で、その史料的価値は貴重視されてよいと思われる(収録点数八一点、一六リール)。

◇越後国頸城郡田村宮崎家文書

明治期に宮崎社と称している家の文書で、天和期の検地帳、化政期の大肝煎、庄屋兼帯関係の諸村文書、明治以降の字惣代、用水関係史料、私文書に大別出来る。近世分の書付を細分すれば更に種類が増加する筈である。

土地関係としては天和三年の花法寺、北代、鴨井村の検地水帳、同四年の里五十公郷田村、同郷鴨井村の検地名寄帳と、弘化二年の宮崎新田検地帳が目だっている。

天和期のものは宮崎家が化政期以降大肝煎を勤めた地域のものであり宮崎新田は名前の示す通り同家が中心となって開発した新田である。

宮崎家は文政五年には元水吉組の大肝煎兼帯、文政七年から天保一〇年に上田村組大肝煎であった事実が知られている。上田村組の村は大略の所で、田、法花寺、山部、田嶋、

北代、水科、水吉、鴨井、中、浮嶋、久々野、福嶋、中野、中野宮、窪、大池新田の諸村であり、現在の新潟

県中頸城郡三和村、板倉町にある。この他に天保期から田村、文久期から中野村の庄屋兼帯である。

これら関係分の貢租、人別、用水用留、御用金関係がみられる。

明治以降では、居住地である字田村の惣代関係書類と、上江用水関係書類がまとまっている。

宮崎家は明治以降の所有地としては、田、宮崎新田、鴨井、水吉、水科、法花寺、窪、中、下中、井ノ口、三村新田、大村東西、岡田、山高津、重川新田、吉岡、川原新田、東原、子安などの諸村にあり、明治二〇年以降の地主文書としては相当に含まったもので、土地台帳、小作米、小作人関係などが主要なものである。また近世には土地証文が多数ある。(現地名新潟県中頸城郡三和村字田 数量 九二三冊、一三〇綴、二通、一鋪、二四括)

◇紀伊国名草郡園部村園部家文書

文化六(文政五年)にかけての園部村御用留(八冊)および田畑免割・五人組・宗門改帳などの村方史料を除いては、主として幕末の伊達・園部両社の宮座規則書・勸化帳・各種の祝詞類を含む氏神社に関する史料である。(旧蔵者、東京都大田区石川町・園部 孝氏。六五冊五六通一綴)

昭和四四年度事業(承前)

一、史料の収集

四四年度新収史料は本号別項(一四・一五頁)のとおりであるが、ほかに紀伊国伊都郡慈尊院中橋家文書の購入と大館市荒谷卓次郎氏より寄贈された出羽国秋田郡大葛金山荒谷家文書追加分があるが、両者については次号に紹介の予定。

二、近世史料取扱講習会

第一五回近世史料取扱講習会は、昭和四四年九月二九日(月)より一週間、当館において開催された。受講者四〇名。史料概論、近世史料読解、史料処理のほか、「日本の古文書」と題する早大教授竹内理三氏の特別講演が行われた。

三、近世史料展示会

第十九回近世史料展示会は昭和四四年十一月九、十両日、当館新館において行われ、盛会のうちに終了した。展示史料は左の通り。

「譜代大名諸家文書」

常陸国土浦土屋家文書

土屋家中大久保家文書

上州館林秋元家家中福井家文書

三河国西大平大岡家文書

陸奥国福島板倉家文書

四、刊行物

本年度刊行物は左記の通りである。

- 1 『所蔵史料目録』(第十六集) 出羽国山形宝幢寺文書(追加分)
- 2 『史料館所蔵民族資料図版目録』(第三巻) 生活用具Ⅲ
- 3 『史料館研究紀要』(第三号) 目付考 鈴木 寿

近世における貨幣統一の側面

——豆州内浦銭貨史料を中心に 榎本宗次

幕府御林山における林業生産

——伊豆天城炭年季請負製炭について—— 浅井潤子

甲州における飛脚問屋

藤村潤一郎

近世近江地方の魚肥流入事情

——湖東農村商人の相場帳の紹介(1)—— 鶴岡実枝子

文部省史料館所蔵生活用具の研究

中村俊亀智

4 『文部省史料館報』 第九号

(四四年八月、同第十号(本号))

5 『史料館要覧』

設立の目的、組織運営、業務、沿革、収蔵史料の府県別一覧等。なおこの要覧はA5判一〇頁で、無料配布。

五、史料貸付

次の二件に史料の貸付けを行った。

- 一、日本武道学会・株式会社松屋共催「日本剣豪展」(四四年九月一〇より二〇日まで)「一刀流兵法十二ヶ条」ほか七点。
- 一、大阪市立博物館主催「第四一回特別展、未開、原始、僻地の生活文化財」(四四年十月一日より一月二九日まで)ハウチ等四六点。

研究動向

○本年度科学研究費交付(一般研究D)

幕藩制確立期における領国貨幣

榎本宗次

○定例研究発表会

本年度下半期の定例研究発表会はつぎのとおり開かれた。

第二七回(四四年九月二四日)

「大名城書の整理と分類

土浦土屋家文書を中心に」

鎌田永吉

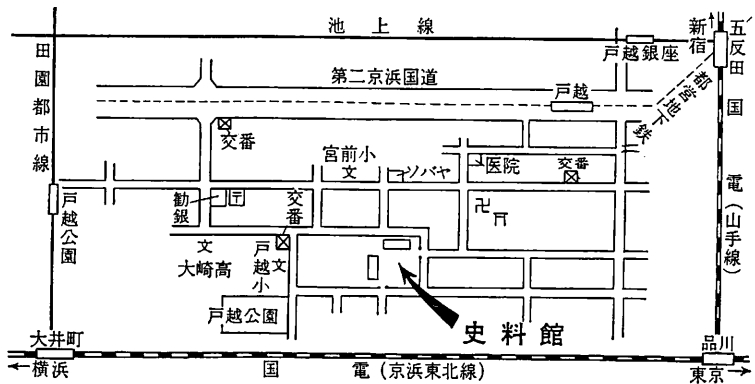
第二八回(四四年十二月一日)

「幕府御林山における管林施策の一斑」

浅井潤子

「史料保存機関における史料の取扱について」

原島陽一



文部省史料館報 第一〇号  
 昭和四五年三月三十一日発行  
 編集・発行者 小和田武紀  
 東京都品川区豊町一ノ六〇一〇  
 文部省史料館  
 電話(七八三)九一〇六(代)  
 印刷所 高山写真印刷株式会社  
 東京都文京区湯島一ノノ十二  
 電話(二五三)五二二番(代)